

議案第3号

東広島市立学校職員服務規程の一部改正について

東広島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和6年2月22日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

1 提案理由

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年広島県人事委員会規則第1号）等の一部改正に伴い、県費負担教職員の介護支援部分休暇の承認に係る所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

公表の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

東広島市立学校職員服務規程（昭和49年東広島市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「介護時間」の右に「、介護支援部分休暇」を加え、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「別記様式第7号の3」を「別記様式第7号の4」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 前2項の規定は、条例第14条の3に規定する介護支援部分休暇の承認の請求について準用する。この場合において、第7項中「1週間前」とあるのは「1月前」と、前項中「別記様式第7号の2」とあるのは「別記様式第7号の3」とする。

別記様式第7号の3を別記様式第7号の4とし、別記様式第7号の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第7号の3（第6条関係）

（表面）

休 暇 簿

（介護支援部分休暇用）

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	取 得
請求の 期間等	期 間		月日数	職 名	氏 名	
	自 至	年 月 日 年 月 日	月 日		Ⓔ	
要介護 者に関 する事 項	氏 名			要介護者の状態及 び具体的な介護の 内容		
	続 柄					
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居			
	介護が必要となった時期					
	年 月 日					
勤 務 形 態	減 じ る 時 間	<input type="checkbox"/> 5日において1日につき3時間50分（週19時間10分減） <input type="checkbox"/> 5日において1日につき2時間50分（週14時間10分減） <input type="checkbox"/> 2日において1日につき7時間45分（週15時間30分減） <input type="checkbox"/> 2日において1日につき7時間45分及び 1日において1日につき3時間50分（週19時間20分減）				
	勤務を減じる 日及び時間帯	月（ : ~ : ）（ : ~ : ）	火（ : ~ : ）（ : ~ : ）	水（ : ~ : ）（ : ~ : ）	木（ : ~ : ）（ : ~ : ）	金（ : ~ : ）（ : ~ : ）

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	承 認 取 消
取消の 期間等	年 月 日		月日数	職 名	氏 名	
	自 至	年 月 日 年 月 日	月 日		Ⓔ	
事由						

備考 診断書その他介護支援部分休暇を必要とする事由を確認することができる証明書類を添付すること。

附 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。

東広島市立学校職員服務規程（昭和49年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

新	旧
<p>（年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>介護支援部分休暇</u>及び子育て支援部分休暇）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p><u>9 前2項の規定は、条例第14条の3に規定する介護支援部分休暇の承認の請求について準用する。この場合において、第7項中「1週間前」とあるのは「1月前」と、前項中「別記様式第7号の2」とあるのは「別記様式第7号の3」とする。</u></p> <p><u>10 職員は、条例第15条に規定する子育て支援部分休暇（次項において「子育て支援部分休暇」という。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、別記様式第7号の4による休暇簿により行わなければならない。</u></p> <p><u>11（略）</u></p> <p><u>別記様式第7号の3（第6条関係）</u> （略）</p> <p><u>別記様式第7号の4（第6条関係）</u> （略）</p>	<p>（年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間_____及び子育て支援部分休暇）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p><u>9 職員は、条例第15条に規定する子育て支援部分休暇（次項において「子育て支援部分休暇」という。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、別記様式第7号の3による休暇簿により行わなければならない。</u></p> <p><u>10（略）</u></p> <p><u>別記様式第7号の3（第6条関係）</u> （略）</p>